

議案第87号

芽室町子ども医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町子ども医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の芽室町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

説 明

医療費助成の範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～7 ー略ー</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u> 2 <u>改正後の芽室町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～7 ー略ー</p>